

「函館市納税通知書送付用封筒」の広告を募集しています！

函館市では、市の資産を広告媒体として活用した広告事業を行っています。
財務部では、**令和4年度の納税通知書送付用封筒**の裏面に有料広告を募集します。
納税通知書は多くの方に送付することから、**目に触れる機会が多い広告価値の高い媒体**です。
ぜひご利用ください。

◆広告媒体・募集枠数・広告掲載料等

広告媒体	印刷枚数	使用期間	色	募集枠数	広告掲載料 (1枠あたりの最低価格)
市民税・道民税 納税通知書送付用封筒	73,000枚	令和4年4月から概ね1年間 ※令和4年6月に大部分を発送	青1色	2枠	146,000円以上
固定資産税・都市計画税 納税通知書送付用封筒	105,000枚	令和4年4月から概ね1年間 ※令和4年4月に大部分を発送	緑1色	2枠	210,000円以上
軽自動車税 納税通知書送付用封筒	77,000枚	令和4年4月から概ね1年間 ※令和4年5月に大部分を発送	黒1色	2枠	154,000円以上

- ※ 広告掲載料には、消費税および地方消費税を含みます。
- ※ 1つの封筒で2枠分を応募し、1枠として使用することもできます。
- ※ 募集枠のサイズは全て 1枠あたり 縦8cm×横10cm です。
- ※ 市民税・道民税の封筒のうち13,000枚は広告が縦並びになります。
- ※ 上記封筒は、令和4年1月～3月に印刷を予定しています。
- ※ 印刷する封筒は、納税者数によってはすべてを使用しない場合があります。

◆掲載できないもの

- ・法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- ・政治性のあるもの
- ・選挙に関するもの
- ・宗教性のあるもの
- ・意見広告
- ・個人または法人の名刺広告
- ・景観および風致を害するおそれがあるもの
- ・公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- ・市税を滞納しているものに係る広告
- ・その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると判断されるもの

◆申込み方法

「函館市納税通知書送付用封筒広告掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、「広告見本」とともに財務部管理課へ郵送または直接提出してください。

また、広告主と申込者の名称が異なる場合は、「同意書」の提出が必要となります。

※ 「函館市広告掲載要綱」、「函館市広告掲載基準」および「函館市納税通知書送付用封筒広告掲載取扱要領」をご覧ください。

URL : <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2016090500052/>

◆募集締切

・令和3年10月31日(日) ※郵送の場合は10月31日の消印まで有効

◆広告掲載の可否

審査終了後、広告掲載(非掲載)決定通知書により、掲載の可否を通知します。

◆広告掲載料の納入

広告掲載決定通知書に同封の納入通知書により納入していただきます。

◆お申し込み・お問い合わせ

函館市東雲町4番13号
函館市財務部管理課（電話0138-21-3208）

【広告掲載箇所イメージ】 ※ 裏面

